

広島県告示第五百五号

平成三十一年広島県告示第五百五十五号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 土砂災害特別警戒区域の名称

草津梅が台（三〇二）

二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

草津梅が台（三〇二）

2 所在地

広島県広島市西区草津梅が台三三番一外一六筆

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

広島県広島市西区草津梅が台一〇番一号

2 氏名

医療法人社団更正会

四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和三年四月二日